検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 1218001 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

《適 用 日》 平成 15年 12月 18日(木)

《新規収載項目》

| 検 査 項 目 | 実施料・ 判断料区分 | 医科点数表 区 分 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------|--|---|
| SARS コロナウイルス 核酸増幅検査 | 480 点 微生物学的検査 (145 点) | 「D023」 微生物核酸 定・4」に で「4」に も じる | 7. SARS コロナウイルス核酸増幅検査は、LAMP・法により測定した場合に限り、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じて算定できる。 1. SARS コロナウイルス核酸増幅検査は、糞便又は鼻腔咽頭拭い液からの検体により行うものである。 1. 本検査は。「感染症法に基づく医師から都道府県等への届出のための基準の改正について」(平成15年11月5日健感発第1105006号)による臨床的特徴、届出基準によりSARS感染症の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に、診断の確定までの間に1回を限度として算定する。ただし、発症後10日以内に他疾患であるとの診断がつかない場合は、さらに1回に限り算定できる。 |

^{*} LAMP = Loop-Mediated Isothermal Amplification

重症急性呼吸器症候群

(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)

《定義》

SARSコロナウイルスの感染による重症急性呼吸器症候群である。

《 臨床的特徵 》

多くは $2 \sim 7$ 日、最大 10 日間の潜伏期間の後に、急激な発熱、咳、全身倦怠、筋肉痛などのインフルエンザ様の前駆症状が現れる。 $2 \sim$ 数日間で呼吸困難、乾性咳嗽、低酸素血症などの下気道症状が現れ、胸部 CT、 X 線写真などで肺炎像が出現する。肺炎になった者の $80 \sim 90\%$ が 1 週間程度で回復傾向になるが、 $10 \sim 20\%$ が ARDS (Acute Respiratory Distress Syndrome)を起こし、人工呼吸器などを必要とするほど重症となる。致死率は 10%前後で、高齢者での致死率はより高くなる。

《届出基準》

確定例の判断基準

診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下の方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。

【材料】鼻咽頭ぬぐい液、喀痰、尿、便、血清など

・病原体の検出

例、ウイルス分離 など

・病原体の遺伝子の検出

例、PCR法、LAMP法 など

・血清抗体の検出

例、酵素免疫測定法(ELISA) 免疫蛍光法(IFA) 中和試験 など

注)これらの検査所見(特に PCR 法、LAMP 法、ウイルス分離)で陰性になった場合でも SARS否定することはできない。この場合には、医師の総合判断により、疑似症例と して取り扱うこととする。

疑似症の判断基準

臨床所見、渡航歴などにより判断する。

以下の1)又は2)に該当し、かつ3)の条件を満たすものとする。

- 1) 平成 14年 11月1日以降に、38 以上の急な発熱及び咳、呼吸困難などの呼吸器症状を示して受診した者のうち、次のいずれか1つ以上の条件を満たす者
 - (一)発症前10日以内に、SARSが疑われる患者を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
 - (二)発症前10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表した SARSの伝播確認地域)へ旅行した者
 - (三)発症前10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表した SARSの伝播確認地域)に居住していた者
- 2) 平成 14年11月1日以降に死亡し、病理解剖が行われていない者のうち、次のいずれか 1つ以上の条件を満たす者
 - (一)発症前10日以内に、SARSが疑われる患者を看護若しくは介護していた者、同居していた者又は気道分泌物若しくは体液に直接触れた者
 - (二)発症前10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表した SARSの伝播確認地域)へ旅行した者
 - (三)発症前10日以内に、SARSの発生が報告されている地域(WHOが公表した SARSの伝播確認地域)に居住していた者
- 3)次のいずれかの条件を満たす者
 - (一)胸部レントゲン写真で肺炎、または急性呼吸窮迫症候群の所見を示す者
 - (二)病理解剖所見が呼吸窮迫症候群の病理所見として矛盾せず、はっきりとした原因がないもの
 - 注)他の診断によって症状の説明ができる場合は除外すること。

《備 考》

SARSの伝播確認地域が指定されていない期間においては、報告基準の「確定例の判断基準」 を満たすもののみとする。

[健感発第 1105006 号 (平成 15 年 1 1月 5 日) 「別紙」より抜粋]